

高松地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求事件

国側当事者・国(坂出税務署長)

令和6年12月10日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	坂出税務署長
	山本 憲哉
上記指定代理人	富田 彩
同	高山 卓也
同	藤戸 隆広
同	森 美奈子
同	野中 俊彦
同	大野 貴史
同	小川 優博
同	白石 国芳
同	吉本 貴博

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 坂出税務署長が原告に対し、令和4年6月1日付けでした平成30年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額11万7381円、納付すべき税額0円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 坂出税務署長が原告に対し、令和4年6月1日付けでした令和2年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額32万3274円、納付すべき税額0円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成30年分及び令和2年分の所得税等の申告を行ったところ、坂出税務署長が、それぞれ先物取引による雑所得の金額を申告していないなどとして、上記各年分の所得税等の各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。)をしたことに対し、原告が、先物取引によって生じた損失

分を考慮せずに課税することは違法であるとして、これらの処分の取消しを求める事案である。

### 1 関係法令の定め

本件各更正処分等が行われた当時の関係法令の定めは、別紙1「関係法令の定め」に記載のとおりである。

### 2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告は、学習塾を経営する個人事業者である（乙1ないし4）。
- (2) 原告は、坂出税務署長に対し、別紙2の「確定申告」欄記載の金額による確定申告書を、それぞれ提出した（乙1ないし乙4）。
- (3) 坂出税務署長は、原告に対して行った税務調査の結果を踏まえ、令和4年6月1日付で、別紙2の「更正処分等」欄記載の金額により、本件各更正処分等をした（乙6、7）。
- (4) 原告は、令和4年8月8日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の全部の取消しを求めて審査請求をした（乙8）。
- (5) 国税不服審判所長は、令和5年4月14日、前記（4）の審査請求をいずれも棄却する旨裁決した（甲4）。
- (6) 原告は、令和5年10月6日、本件訴訟を提起した。

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件各更正処分等の適法性である。

#### （原告の主張）

平成30年分及び令和2年分の租税債権の発生原因事実をいずれも否認する。

原告は、先物取引によって利益を得ていないため、これを雑所得とすべきではない。仮に、先物取引による利益が雑所得に当たるとしても、所得税法69条（損益通算）、70条（純損失の繰越控除）に基づき、純損失の金額を控除して、所得額が計算されるべきである。

租税特別措置法（以下「措置法」という。）41条の15第3項は、次のとおり規定する。同条1項の規定は、同項に規定する居住者等が同条2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、同条1項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類（以下、同条2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類及び同条1項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類を併せて「措置法41条の15第3項が定める書類」という。）の添付がある場合に限り、適用するとされているところ、原告は、先物取引につき所得や損失が生じたことを認識していなかったため、措置法41条の15第3項が定める書類を添付することはできなかつたのであるから、かかる場合でも、同条を適用すべきである。

#### （被告の主張）

先物取引は、当該年分の差金等決済の合計額を先物取引における収入金額とするところ、原告の先物取引における収入金額は、平成30年分は282万4882円、令和2年分は83

7万9171円であった。

原告は、各年の確定申告書に、措置法41条の15第3項が定める書類を添付していなかった上、租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」という。）26条の26第4項が規定する事項の記載もしていなかった。したがって、措置法41条の15第1項は適用されず、先物取引の差金等決済に係る損失に相当する金額を控除して雑所得の金額を計算することはできない。本件各更正処分はいずれも適法である。

国税通則法65条（過少申告加算税）4項1号が定める「正当な理由」も認められないため、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

### 第3 当裁判所の判断

1 前記第2の2の前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、平成23年3月17日、A証券株式会社（商号変更前は、「B証券株式会社」。）に取引口座を開設し、当該取引口座を用いて先物取引を行っていた（甲1、乙5）。
- (2) 原告の平成30年分における先物取引の総収入金額は282万4882円であった。原告の平成30年分の先物取引に係る雑所得の金額は、前記金額から手数料及び消費税の経費合計11万9183円を控除した270万5699円である（別紙2平成30年分更正処分等欄の③。以上につき、甲1（2枚目））。
- (3) 原告の令和2年分における先物取引の総収入金額は837万9171円であった。原告の令和2年分の先物取引に係る雑所得の金額は、前記金額から手数料及び消費税の経費合計36万4643円を控除した801万4528円である（別紙2令和2年分更正処分等欄の③。以上につき、甲1（4枚目））。
- (4) 原告が提出した平成29年分及び令和元年分の確定申告書には、措置法41条の15第3項に定められた先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付はなかった。また、原告が提出した平成30年及び令和2年分の確定申告書には、同項に定められた同条1項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付はなかった。さらに、平成29年分ないし令和2年分のいずれの確定申告書においても、措置法施行令26条の26第4項に規定された損失に係る事項の記載はなかった（以上につき、乙1ないし乙4）。

2 本件各更正処分

(1) 先物取引における収入金額

所得税法36条が、「収入した金額」ではなく、「収入金額とすべき金額」と規定していることからすると、同法は、現実の収入がなくとも、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして上記権利確定の時期に属する年分の課税所得を計算するという建前を採用しているものと考えられる（最高裁昭和49年3月8日第2小法廷判決・民集28巻2号186頁、最高裁昭和53年2月24日第2小法廷判決・民集32巻1号43頁）。

先物取引では、差金等決済を行った時に利益又は損失が発生し、証券取引口座を通して差損益金が処理されることから、差金等決済を行った時に収入の原因となる権利が確定し、所得の実現があったものといえる。そのため、先物取引においては、当該年分の差金等決済の合計額を先物取引における収入金額とするのが妥当である。

本件においても、原告の先物取引における収入金額は、前記1（2）及び（3）のとおり認定できる。

#### （2）先物取引における損失の控除

措置法41条の15第1項が定める先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除を受けるためには、①先物取引損失金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引損失金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付のある確定申告書の提出、②その後において連続した確定申告書の提出、③同条第1項の確定申告書につき、同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付等の手続をとる必要があるほか（同条3項）、その年の翌年以後又はその年において同条1項の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書に、措置法施行令26条の26第4項に規定された損失に係る事項を記載しなければならないところ、原告は、これらの手続をとっていない（前記1（4））。

したがって、本件において、措置法41条の15第1項を適用し、前年以前3年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額を控除して、雑所得等の金額を計算することはできない。

（3）以上を踏まえて、本件各更正処分に係る原告の納付すべき税額を算出すると、別紙2の更正処分等欄記載のとおりとなる。なお、国税通則法118条1項に基づき、課税標準を計算する場合においては、1000円未満の端数は切り捨てており、同法119条1項に基づき、確定金額については、100円未満の端数を切り捨てて計算している。

#### 3 本件各賦課決定処分

原告が、先物取引に係る雑所得の金額を所得税等の税額の計算の基礎としなかったことについて、国税通則法65条4項1号が定める「正当な理由」があるとはいえない。上記のとおり、本件各更正処分が適法であることを踏まえて、原告の平成30年分及び令和2年分の過少申告加算税を算出すると、別紙3のとおりとなる。

#### 4 原告の主張

原告は、所得税法69条（損益通算）、70条（純損失の繰延控除）を適用し純損失の金額を控除すべきこと、先物取引につき所得や損失が生じることを認識していない原告が措置法41条の15第3項が定める書類を添付して確定申告することはできないことなどを主張する。

この点、先物取引による雑所得については、特例法たる措置法が所得税法に優先して適用されるため、所得税法69条、70条は適用されない。また、措置法14条の15第1項及び3項は、これらの規定の適用にあたり、納税者の認識の有無は問題としていないから、前記1（4）の事実が認められる以上は、原告の認識にかかわらず、同条は適用されない。原告の主張はいずれも採用できない。

#### 第4 結論

以上より、本件各更正処分等はいずれも適法である。したがって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判官 豊澤 悠希  
裁判官 伊勢 若菜

別紙1 関係法令の定め

所得税法

36条

5 1項 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

89条

10 1項 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の5分の1に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に5を乗じて計算した金額との合計額とする。

195万円以下の金額	100分の5
195万円を超え330万円以下の金額	100分の10
330万円を超え695万円以下の金額	100分の20
695万円を超え900万円以下の金額	100分の23
900万円を超え1800万円以下の金額	100分の33
1800万円を超え4000万円以下の金額	100分の40
額	
4000万円を超える金額	100分の45

15 2項 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第4節（所得控除）の規定による控除をした残額とする

国税通則法（令和4年3月31日法律第4号による改正前のもの）

65条

5 1項 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第3項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第1項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、100分の5の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

10 2 前項の規定に該当する場合（第5項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額）がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3項 略

25 4項 次の各号に掲げる場合には、第1項又は第2項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

1号 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実

のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

- 5 2号 第1項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があった場合 当該期限内申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの税額

10 5項 略

第118条

- 1項 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に1000  
15 円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2項、3項 略

第119条

- 1項 国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）  
20 の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

租税特別措置法

第41条の14（令和2年法律第8号による改正後のもの）

- 25 1項 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先

物取引」という。)の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡(以下この項及び次条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第22条及び第89条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第4号の規定により読み替えられた同法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

1号 商品先物取引等(商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。)で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第9項に規定する商品市場において行われる同条第10項第1号ホに掲げる取引を含む。)又は同条第14項第1号から第5号までに掲げる取引(同項第4号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。)で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するもの(同条第23項に規定する商品先物取引業者を相手方として行うものに限る。)をいう。以下この号において同じ。) 当該商品先物取引等の決済(当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

2号 金融商品先物取引等(金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同項第4号から第6号

までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。)で同項に規定する市場デリバティブ取引(括弧内は略)に該当するもののうち政令で定めるもの又は同法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる取引(同項第3号に掲げる取引にあつては、同項第5号から第7号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。)で同項に規定する店頭デリバティブ取引(括弧内は略)に該当するもの(第37条の12の2第2項第1号に規定する金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方として行うものに限る。)をいう。以下この号において同じ。) 当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同法第2条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

3号 金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券(同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。)の取得 平成22年1月1日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使(当該行使により同条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第9項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

## 2項、3項 略

第41条の14 (令和2年法律第8号による改正前のもの)

### 1項 略

#### 1号 略

2号 金融商品先物取引等(金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同項第4号から第6号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。)で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの

又は同条第22項第1号から第4号までに掲げる取引（同項第3号に掲げる取引にあっては、同項第5号から第7号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの（第37条の12の2第2項第1号に規定する金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方として行うものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同法第2条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。

### 3号 略

## 10 2項、3項 略

### 第41条の15

1項 確定申告書（第5項において準用する所得税法第123条第1項（同法第166条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第3項において同じ。）を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第1項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2項 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成15年1月1日以後に、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該差金等決済をした日の属する年分の前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控

除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3項 第1項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書  
5 その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、第1項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 4項～7項 略

#### 租税特別措置法施行令

#### 第26条の26

1項～3項 略

15 4項 その年の翌年以後又はその年において法第41条の15第1項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第120条第1項の規定による申告書及び提出することができる同法第122条第1項又は第123条第1項の規定による申告書には、同法第120条第1項各号若しくは(略)又は第123条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならぬ。  
20

1号 その年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額

2号 その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額(法第41条の15第1項の規定により前年以前において控除されたものを除く。次項第2号において同じ。)

25 3号 その年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合には、その年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の

金額

4号 第2号に掲げる先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額を控除しないで計算した場合のその年分の先物取引に係る雑所得等の金額

5 5号 法第41条の15第1項の規定により翌年以後において先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除することができる先物取引の差金等決済に係る損失の金額

6号 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5項～13項 略

10

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

9条

15 1項 居住者又は非居住者に対して課される平成25年から令和19年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2項 略

13条

20 個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

		確定申告	証拠	更正処分等	証拠	適用法令・計算内容	
平成 29 年 分	年月日等	法定申告期限内					
	総所得金額	①	181,049				
	事業所得の金額	②	181,049				
	先物取引に係る雑所得の金額	③	-				
	所得控除の合計額	④	507,000				
	課税される所得金額	⑤	0	乙1			
	⑤に対する税額	⑥	0				
	復興特別所得税額	⑦	0				
	所得税及び復興特別所得税の額(⑥+⑦)	⑧	0				
	納付すべき税額	⑨	0				
過少申告加算税の額	⑩	-					
平成 30 年 分	年月日等	法定申告期限内		令和4年6月1日	乙6		
	総所得金額	①	117,381	117,381			
	事業所得の金額	②	117,381	117,381	乙2		
	先物取引に係る雑所得の金額	③	-	2,705,699	甲1(2枚目)	先物取引の総収入金額から経費を控除した金額	
	所得控除の合計額	④	488,377	534,877	乙6(2頁)	確定申告欄④記載の金額に、原告が支払済みの国民健康保険料の控除額を加算した金額	
	課税される所得金額 (④の金額を②③から 順に控除)	総所得	⑤	0	0		更正処分等欄①の金額から、更正処分等欄④の金額を控除した金額(所得税法89条2項)
		先物取引所得	⑥	-	2,288,000		更正処分等欄③の金額から、更正処分等欄⑥の計算において控除しきれなかった金額を控除した金額
	⑥に対する税額	⑦	0	343,200			更正処分等欄⑤の金額に、所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額及び更正処分等欄⑥記載の金額に、措置法41条の14第1項に規定する税率を乗じて算出した金額の合計額
	復興特別所得税額	⑧	0	7,207			更正処分等欄⑦の金額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法13条に規定する税率を乗じて算出した金額(同法9条1項)
	所得税及び復興特別所得税の額(⑦+⑧)	⑨	0	350,407			
	納付すべき税額	⑩	0	350,400			更正処分等欄⑦の金額と更正処分等欄⑧の金額の合計額
過少申告加算税の額	⑪	-	35,000			別紙3のとおり	

令和元年分	年月日等		法定申告期限内	乙3				
	①	②						
	総所得金額		0					
	事業所得の金額		0					
	先物取引に係る雑所得の金額		-					
	所得控除の合計額		481,164					
	課税される所得金額		0					
	⑤に対する税額		0					
	復興特別所得税額		0					
	所得税及び復興特別所得税の額 (⑤+⑦)		0					
	納付すべき税額		0					
	過少申告加算税の額		-					
令和2年分	年月日等		法定申告期限内	乙4	令和4年6月1日	乙7		
	総所得金額		323,274		323,274			
	事業所得の金額		323,274		323,274			
	先物取引に係る雑所得の金額		-		8,014,528	甲1 (4枚目)		先物取引の総収入金額から経費を控除した金額
	所得控除の合計額		594,676		1,182,676	乙7 (2頁)		確定申告額④記載の金額に、原告が支払済みの国民健康保険料の控除額及び扶養控除額を加算した金額
	課税される所得金額 (④の金額を②から順に控除)	総所得	0		0			更正処分等額①の金額から、更正処分等額④の金額を控除した金額 (所得税法89条2項)
		先物取引所得	-		7,155,000			更正処分等額③の金額から、更正処分等額⑤の計算において控除しきれなかった金額を控除した金額
	⑤に対する税額		0		1,073,250			更正処分等額⑤の金額に、所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額及び更正処分等額④記載の金額に、措置法41条の14第1項に規定する税率を乗じて算出した金額の合計額
	復興特別所得税額		0		22,538			更正処分等額⑦の金額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法13条に規定する税率を乗じて算出した金額 (同法9条1項)
	所得税及び復興特別所得税の額 (⑦+⑧)		0		1,095,788			
	納付すべき税額		0		1,095,700			更正処分等額⑦の金額と更正処分等額⑧の金額の合計額
	過少申告加算税の額		-		138,500			別紙3のとおり

## 別紙 3

(単位:円)

項目		平成30年分	令和2年分
納付すべき税額(別表1の「更正処分等」欄の⑩欄)	①	350,400	1,095,700
①のうち、過少申告加算税の基礎となる税額(1万円未満切捨て)	②	350,000	1,090,000
②のうち、通則法65条2項の規定による加算税の基礎となる税額 (②の税額につき50万円を超える部分に相当する税額)	③	0	590,000
過少申告加算税の割合	④	10%	10%
③に対する加算税の割合	⑤	5%	5%
過少申告加算税額(通常分) (②×④)	⑥	35,000	109,000
過少申告加算税額(加重分) (③×⑤)	⑦	0	29,500
過少申告加算税額 (⑥+⑦)	⑧	35,000	138,500